

(別紙)

中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手続要領

中国向け輸出水産食品認定施設（以下「認定施設」という。）を有する事業者においては、本登録手続要領に基づき、施設認定機関への関係資料の提出、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」（以下「シングルウィンドウ」という。）への登録手続等を行ってください（手続の概要は別添1のとおり）。

1. シングルウィンドウの登録に係る関係資料の提出（提出期限：本年11月30日（水））

「中華人民共和国向け輸出水産食品取扱要綱」（以下「要綱」という。）に規定する以下の資料について、本年11月30日（水）迄に施設を所管する施設認定機関宛てに別添2に示す方法（郵送または電子メール）により提出してください。なお、登録情報に変更がある場合（※）には、要綱に基づく変更申請が必要になりますので、変更に係る関係資料を合わせて提出してください。

- ①中国向け輸出水産食品取扱施設の申請事項（要綱の別紙様式1-2）
- ②企業声明（要綱の別紙様式1-2の別紙）
- ③登録製品種類（要綱の別紙様式1-2の別表1）
- ④（該当する場合）過去1年間の中国への輸出実績（要綱の別紙様式1-2の別表2）
- ⑤施設及び冷蔵・冷凍倉庫の配置図（英文）（要綱の別紙様式1-3の2.1.1、2.2、3.2、3.3、3.4関係）
- ⑥製造工程図（英文）（要綱の別紙様式1-3の6.1.1、6.2関係）
- ⑦要綱別紙様式1-3のうち、令和4年3月31日付けの要綱改正により追加となった資料（別添3参照）（日本語可）

資料の提出は、随時受け付けています。資料の提出後、順次、施設認定機関が資料の確認を行い、2の登録作業を期日までに行っていただく必要がありますので、提出期限を厳守してください。

（※）「中国政府の要請に基づく輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検等の実施について」（令和3年2月12日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）に基づく衛生要件の点検時に変更を行っている場合を除きます。

2. シングルウィンドウへの登録手続（提出期限：令和5年3月31日（金））

1の資料を提出後、資料に問題がなければ、施設認定機関より以下が送付されます。

- ①施設認定書（要綱の別紙様式 17-2）
- ②変更承認書（要綱の別紙様式 18-2）
- ③新旧対照表（要綱の別紙様式 18-3）
- ④点検票（要綱の別添 2）

上記を受領した後、農林水産省ホームページに掲載している操作マニュアル（「シングルウィンドウ操作マニュアル（補足情報の追加登録）」）を参考に、シングルウィンドウへの登録手続を行ってください。シングルウィンドウへの登録完了後、④点検票の項目 13.1 に施設の代表者の署名及び押印（1 の②企業声明と同じ署名と印）の上、令和 5 年 3 月 31 日（金）迄に施設認定機関宛てに返送してください。

点検票の返送後、施設認定機関が入力情報を確認し、厚生労働省が中国政府へ登録を要請します。中国政府による審査の結果、登録内容の修正、施設資料の提出等が求められた場合には施設認定機関から連絡しますのでご対応ください。

中国政府から、令和 5 年 6 月 30 日迄に登録の完了を求められていますので、提出期限を厳守してください。

3. 留意事項

- (1) 関係資料の作成にあたっては、農林水産省ホームページに掲載されている参考資料や記載例等を参考にしてください。
- (2) 中国側の要求により、施設住所及び代表者に変更を要する場合には、シングルウィンドウで登録の取消手続を完了した後に、新たに登録申請を行う必要があり、これに伴い中国の登録番号が変更になります。なお、同変更手続の完了には数か月間を要し、その間は輸出することができませんのでご留意ください。

(添付資料)

- 別添 1：中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手続
- 別添 2：施設認定機関連絡先一覧
- 別添 3：要綱別紙様式 1 - 3 の追加資料一覧

【農林水産省ホームページ】

- 操作マニュアル、参考資料、記載例等について
「中華人民共和国向け輸出水産食品取扱施設の中国政府への登録手続について」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_info_220415.html
- 要綱の様式について
「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china_seafood